

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月17日
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 道男
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	塩山 和俊
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**（１）【ファンドの名称】**

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)^注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年10月18日から2020年4月16日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（ 9 ）【払込期日】

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ 12 ）【その他】

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。）。

取得申込金額には、利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行っていません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して、運用を行います。

商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信 その他資産 ()	
追加型投信	内外	資産複合	特殊型

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経225
	年2回	日本	ファミリーファンド		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	あり ()	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州		なし	
	年12回 (毎月)	アジア			その他 (MSCIオールカントリー アセアンGDPアロケーション 指数(円換算ベース))
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	オセアニア 中南米 アフリカ			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング			

< 各分類および区分の定義 >

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	目論見書または信託約款において、主として株式一般(大型株、中小型株属性にあてはまらないもの)に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
--------	--------------------------	---

決算頻度	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジアの資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
対象 インデックス	その他 (MSCIオールカン トリーアセアン GDPアロケーショ ン指数(円換 算ベース))	目論見書または信託約款において、MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

（注1）上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注3）その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

3,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

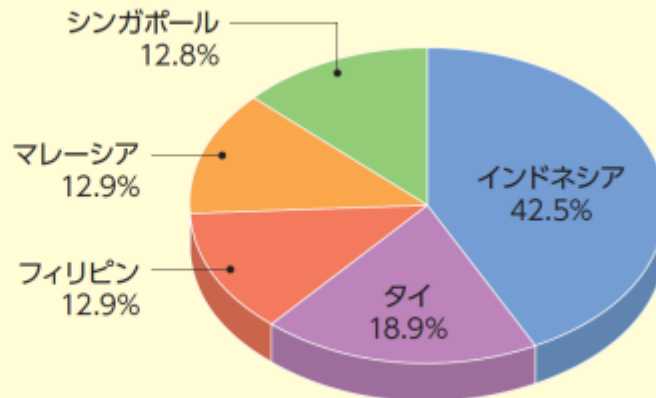
ファンドの特色

1. 東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信託証券(ETF)に投資する場合があります。
2. MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)
MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数とは、MSCI Inc.が算出する株価指数で、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ(2019年8月末現在)の株価指数を各国の名目GDPをベースに合成したものです。
円換算ベースとは、米ドルベースの指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

● 指数の概要（2019年8月末現在）

構成国		インドネシア
		マレーシア
		フィリピン
		シンガポール
		タイ
構成銘柄数	155銘柄	

国別構成比



(出所) MSCI Inc.のデータをもとに朝日ライフ アセットマネジメント作成
※数値は四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

３．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの委託会社、受益者その他の者に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社、受益者その他の者にかかわらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社、受益者その他の者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。また、MSCI関係者は、当ファンドの委託会社、受益者その他の者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの委託会社、受益者その他の者が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行いません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータのまたはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負いません。また、MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含みます。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、受益者その他の者は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、何人も事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

（２）【ファンドの沿革】

2013年3月27日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

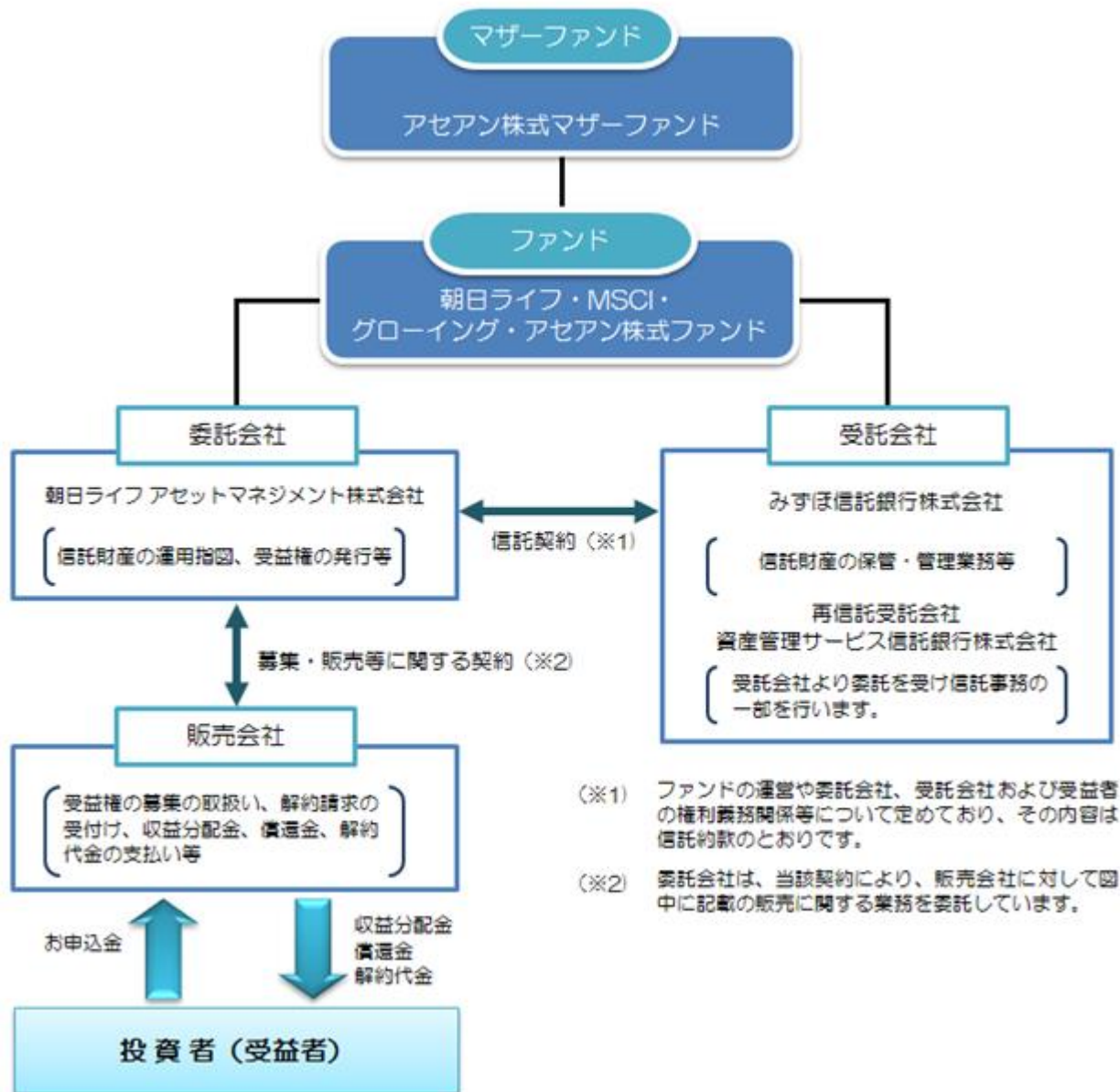
当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

1) 資本金の額(2019年8月末現在)

30億円

2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況(2019年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

アセアン株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカン
トリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指し
て運用を行います。
- 2) 運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信
託証券に投資する場合があります。
- 3) マザーファンド受益証券および上場投資信託証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持します。
- 4) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。このため、株式等の組入総額と
株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額(マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額
のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されな
い場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、
第21条および第22条に定めるものに限りま。
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてアセアン株式マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法
第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図しま
す。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」と
いいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをい
います。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8
号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証
券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

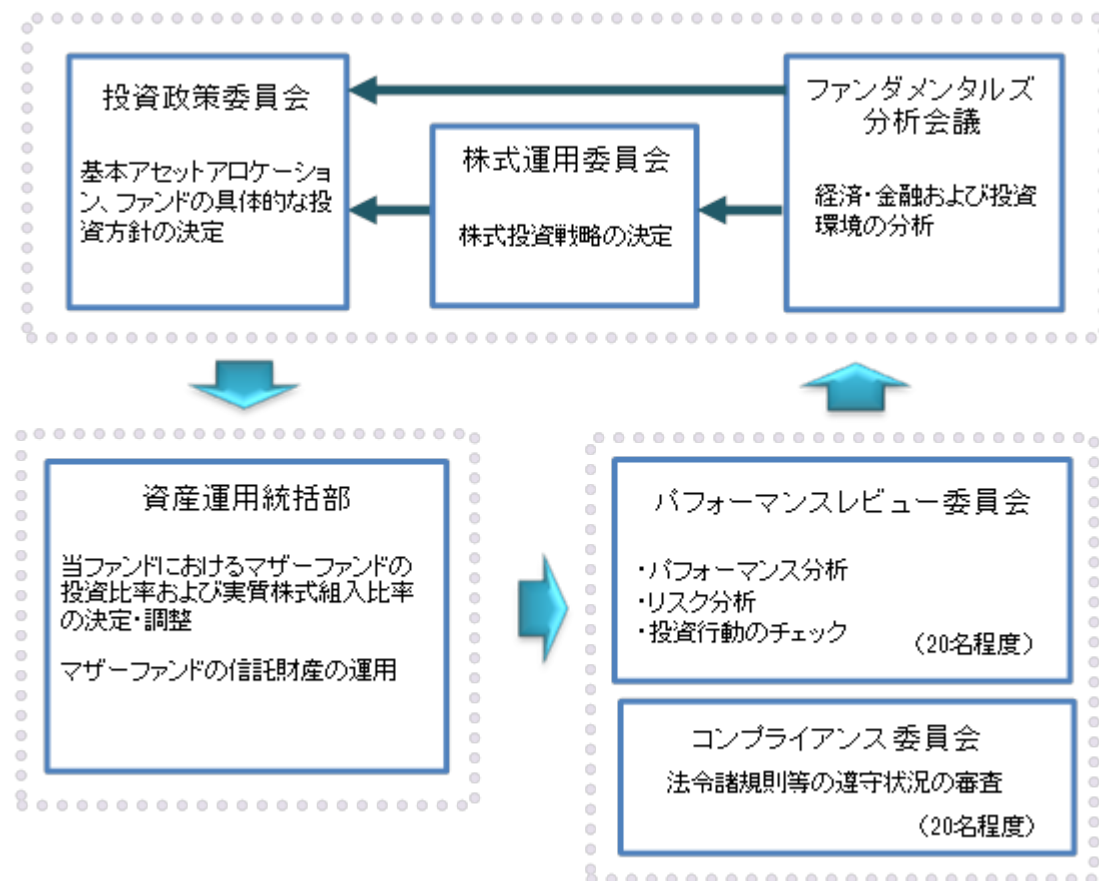
なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で上記5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記 の1)から6)までの金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。

2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

資産運用統括部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

1) 当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。

2) マザーファンドの信託財産の運用を行います。また、当ファンドで株式等に直接投資する場合、その運用を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部の名称等は変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年1・4・7・10月の各18日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

2) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第5項＞

3) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。＜信託約款第18条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

4) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第19条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第5項＞

- 5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。＜信託約款第20条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

- 6) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第21条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 7) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第22条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 8) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図を行うことができます。＜信託約款第23条第1項＞

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 9) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産に

より借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第24条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 10) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第25条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 11) 外貨建資産(外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)、預金その他資産をいいます。以下同じ。)への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第26条＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第27条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第33条第1項＞

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。＜同条第2項＞

- 1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保

有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。＜同条第3項＞

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。＜同条第4項＞

借入金の利息は、信託財産中から支弁します。＜同条第5項＞

14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第22条の2＞

15) 前記1) から14) までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンドの概要

アセアン株式マザーファンド

以下「(3)投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

(1) 投資方針

投資対象

東南アジア諸国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として、東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。
- 3) 株式および上場投資信託証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持します。
- 4) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。)
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金、を上記 の1)から6)までの金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第12条第4項＞

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第15条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。＜信託約款第16条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができます。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第17条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第18条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第19条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図を行うことができます。＜信託約款第20条第1項＞

- 1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第21条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第22条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第23条＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。＜同条第2項＞

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第3項＞

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第19条の2＞

前記 から までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格(株価)が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドでは、外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

3) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

4) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

5) 価格乖離リスク

ファンドは、MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行いますが、信託報酬や売買コストを負担すること、ファンドへの入出金、株式配当金の受取り、必ずしも指数構成銘柄をすべて組み入れるわけではないことや実質組入比率に差異が生ずること、制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響などから、ファンドの基準価額騰落率と指数の騰落率に乖離が生じることがあります。

6) 流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

7) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります、ファンドの基準価額の変動要因となります。

8) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

9) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 資産運用統括部へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

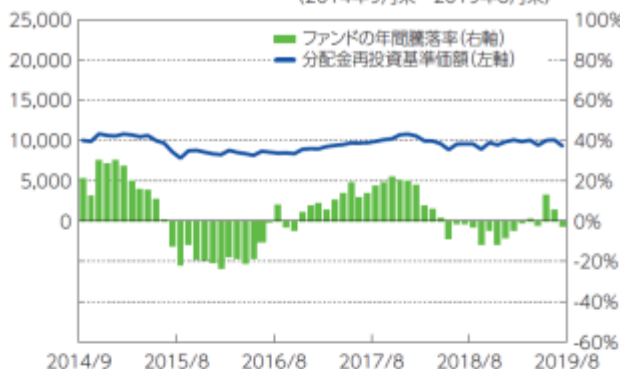
- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部が、売買執行後の事後チェックを管理部門がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス室に報告を行っています。
- c. コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

〔参考情報〕

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

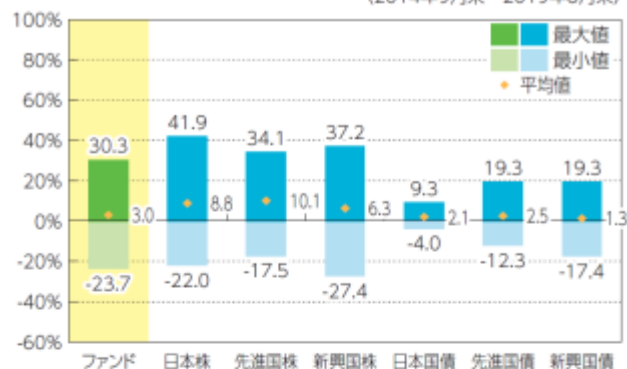
(2014年9月末～2019年8月末)



- ・年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、2014年9月末を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

(2014年9月末～2019年8月末)



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3% (税抜3.0%) ^注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価と

して販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.485%（税抜1.35%）^注の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

注：ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます(以下の配分においても同じです。)

信託報酬の配分およびそれに対価とする役務の内容は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.57%（税抜）	年率0.70%（税抜）	年率0.08%（税抜）
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（４）【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.011%（税抜年0.01%）^注の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円（税抜年40万円）^注を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

注：ここでの税とは、監査費用にかかる消費税等をいいます。

ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個別元本について

１）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取

得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

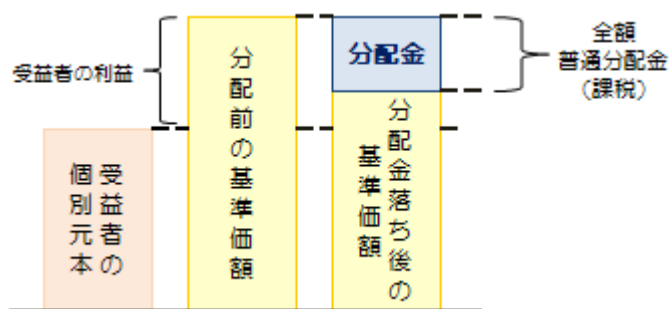
- 3) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)とがあります。

1) 普通分配金

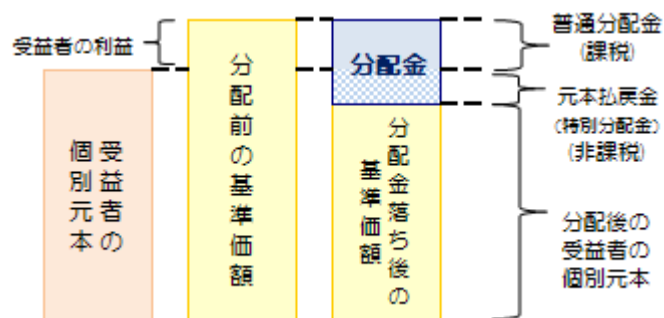
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金(特別分配金)

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益

通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

- d．少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a．収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b．ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c．益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金(解約)時および償還時における課税は行われません。

上記は、2019年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年8月30日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,043,305,702	93.68
投資信託受益証券	アメリカ	117,918,513	5.41
コール・ローン、その他(負債控除後)		19,832,555	0.91
合計(純資産総額)		2,181,056,770	100.00

<参考> マザーファンドの投資状況

アセアン株式マザーファンド

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	インドネシア	863,825,760	42.28
	タイ	383,491,730	18.77
	フィリピン	262,318,051	12.84
	マレーシア	261,326,486	12.79
	シンガポール	259,319,798	12.69
コール・ローン、その他(負債控除後)		13,030,060	0.64
合計(純資産総額)		2,043,311,886	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1) 主要銘柄の明細

種類	銘柄	国/ 地域	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----	----	----------	-----------	-----------------	-------------	-----------------	-------------	-----------------

親投資信託 受益証券	アセアン株式マザーファンド	日本	1,847,473,510	1.1906	2,199,759,329	1.1060	2,043,305,702	93.68
投資信託 受益証券	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	アメリカ	18,870	2,800	52,834,075	2,663	50,242,594	2.30
投資信託 受益証券	ISHARES MSCI THAILAND ETF	アメリカ	2,350	9,947	23,374,411	9,524	22,381,192	1.03
投資信託 受益証券	ISHARES MSCI PHILIPPINES ETF	アメリカ	4,170	3,873	16,150,472	3,638	15,169,368	0.70
投資信託 受益証券	ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	アメリカ	5,130	3,143	16,122,047	2,954	15,155,379	0.69
投資信託 受益証券	ISHARES MSCI SINGAPORE ETF	アメリカ	6,200	2,620	16,243,880	2,415	14,969,979	0.69

２）種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	93.68
外国	投資信託受益証券	5.41
合計		99.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> マザーファンドの投資資産

アセアン株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

１）主要銘柄の明細（評価金額上位30銘柄）

種類	銘柄名 国／地域	通貨	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株 式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	銀行	708,600	201.4 142,711,401	225.2 159,567,863	7.81
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER インドネシア	インドネシア ルピア	銀行	3,985,300	28.8 114,631,304	31.5 125,536,950	6.14
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER インドネシア	インドネシア ルピア	電気通信サービス	3,557,900	30.1 106,998,709	32.9 116,877,015	5.72
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	銀行	1,347,000	58.7 79,065,018	53.1 71,475,188	3.50
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	自動車・自動車部品	1,459,400	61.3 89,422,069	48.2 70,324,838	3.44
	DBS GRP HLDGS シンガポール	シンガポール ドル	銀行	27,900	1,918.9 53,536,696	1,858.7 51,858,377	2.54
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP シンガポール	シンガポール ドル	銀行	49,800	888.4 44,241,926	810.5 40,363,278	1.98
	PTT PCL-NVDR タイ	タイ バーツ	エネルギー	265,100	162.7 43,124,344	150.1 39,785,545	1.95
	UNILEVER INDONESIA TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	家庭用品・パーソナル用品	110,100	365.4 40,231,490	358.9 39,512,138	1.93
	CP ALL PCL-NVDR タイ	タイ バーツ	食品・生活必需品小売り	135,200	259.7 35,116,073	290.6 39,290,810	1.92
	UNITED OVERSEAS BANK LTD シンガポール	シンガポール ドル	銀行	19,600	2,013.5 39,464,051	1,900.1 37,242,556	1.82
	PUBLIC BANK BERHAD マレーシア	マレーシア リンギット	銀行	70,000	608.9 42,625,824	512.7 35,887,152	1.76

SM PRIME HOLDINGS INC フィリピン	フィリピン ペソ	不動産	486,700	77.6 37,791,390	71.4 34,750,380	1.70
AYALA LAND INC フィリピン	フィリピン ペソ	不動産	354,500	92.1 32,662,436	97.3 34,495,686	1.69
SINGAPORE TELECOM LTD シンガポール	シンガポール ドル	電気通信サービス	127,600	235.3 30,025,183	241.5 30,820,759	1.51
BANK NEGARA INDONESIA PERSER インドネシア	インドネシア ルピア	銀行	538,700	68.6 36,977,172	56.4 30,402,881	1.49
SIAM CEMENT PCL-NVDR タイ	タイ バーツ	素材	18,100	1,545.7 27,976,812	1,415.8 25,625,256	1.25
TENAGA NASIONAL BHD マレーシア	マレーシア リンギット	公益事業	70,800	336.2 23,802,820	348.2 24,650,719	1.21
AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR タイ	タイ バーツ	運輸	99,700	235.8 23,506,197	247.2 24,649,579	1.21
BDO UNIBANK INC フィリピン	フィリピン ペソ	銀行	78,320	269.0 21,069,224	299.9 23,486,602	1.15
ADVANCED INFO SERVICE-NVDR タイ	タイ バーツ	電気通信サービス	27,500	603.8 16,603,912	801.6 22,043,175	1.08
INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA インドネシア	インドネシア ルピア	素材	132,900	139.9 18,592,185	163.3 21,704,231	1.06
AYALA CORPORATION フィリピン	フィリピン ペソ	資本財	11,210	1,882.9 21,107,101	1,907.4 21,381,954	1.05
SEMEN INDONESIA PERSERO TBK インドネシア	インドネシア ルピア	素材	214,200	93.4 20,008,291	98.3 21,045,150	1.03
SM INVESTMENTS CORP フィリピン	フィリピン ペソ	資本財	9,639	1,949.1 18,787,534	2,080.8 20,056,831	0.98
CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT インドネシア	インドネシア ルピア	食品・飲料・タバコ	533,200	62.0 33,064,947	37.1 19,795,050	0.97
KALBE FARMA TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	1,523,600	12.1 18,411,669	12.5 19,083,090	0.93
MALAYAN BANKING BHD マレーシア	マレーシア リンギット	銀行	87,700	234.2 20,542,848	216.2 18,962,590	0.93
GUDANG GARAM TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	食品・飲料・タバコ	34,500	627.7 21,655,332	548.6 18,927,563	0.93
UNITED TRACTORS TBK PT インドネシア	インドネシア ルピア	エネルギー	121,200	198.9 24,107,937	155.1 18,793,575	0.92

2) 業種別投資比率

国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
---------	----	----------

外国	銀行	34.09
	電気通信サービス	11.25
	食品・飲料・タバコ	7.81
	不動産	7.02
	素材	6.19
	資本財	5.32
	エネルギー	5.28
	運輸	4.12
	公益事業	3.81
	自動車・自動車部品	3.44
	食品・生活必需品小売り	2.16
	家庭用品・パーソナル用品	1.93
	ヘルスケア機器・サービス	1.87
	消費者サービス	1.73
	各種金融	1.11
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.93
	小売	0.72
	メディア・娯楽	0.35
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.24
合計		99.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1万口当たりの純資産額)	
第1特定期間末 (2013年7月18日)	(分配付)	5,247,093,564	(分配付)	9,867
	(分配落)	5,247,093,564	(分配落)	9,867
第2特定期間末 (2014年1月20日)	(分配付)	3,796,088,138	(分配付)	8,838
	(分配落)	3,796,088,138	(分配落)	8,838
第3特定期間末 (2014年7月18日)	(分配付)	3,090,824,158	(分配付)	10,040
	(分配落)	3,080,048,907	(分配落)	10,005
第4特定期間末 (2015年1月19日)	(分配付)	2,476,520,983	(分配付)	10,870
	(分配落)	2,280,594,217	(分配落)	10,010
第5特定期間末 (2015年7月21日)	(分配付)	2,054,733,758	(分配付)	9,279
	(分配落)	2,054,733,758	(分配落)	9,279
第6特定期間末 (2016年1月18日)	(分配付)	1,538,743,802	(分配付)	7,267
	(分配落)	1,538,743,802	(分配落)	7,267
第7特定期間末 (2016年7月19日)	(分配付)	1,643,501,102	(分配付)	8,006
	(分配落)	1,643,501,102	(分配落)	8,006
第8特定期間末 (2017年1月18日)	(分配付)	1,621,568,627	(分配付)	8,110
	(分配落)	1,621,568,627	(分配落)	8,110
第9特定期間末 (2017年7月18日)	(分配付)	2,256,183,172	(分配付)	9,062
	(分配落)	2,256,183,172	(分配落)	9,062
第10特定期間末 (2018年1月18日)	(分配付)	2,435,376,180	(分配付)	10,137
	(分配落)	2,435,376,180	(分配落)	10,137
第11特定期間末 (2018年7月18日)	(分配付)	2,076,573,765	(分配付)	8,632
	(分配落)	2,076,573,765	(分配落)	8,632

第12特定期間末 (2019年1月18日)	(分配付) (分配落)	2,114,687,029 2,114,687,029	(分配付) (分配落)	9,072 9,072
第13特定期間末 (2019年7月18日)	(分配付) (分配落)	2,362,240,042 2,362,240,042	(分配付) (分配落)	9,280 9,280
2018年 8月末		2,094,741,430		8,824
9月末		2,082,252,862		8,812
10月末		1,940,372,054		8,215
11月末		2,106,341,312		8,959
12月末		2,027,590,839		8,698
2019年 1月末		2,115,578,729		9,076
2月末		2,159,845,128		9,273
3月末		2,107,763,256		9,084
4月末		2,128,898,938		9,243
5月末		2,205,889,386		8,671
6月末		2,344,516,557		9,228
7月末		2,360,018,369		9,280
8月末		2,181,056,770		8,577

【分配の推移】

		1万口当たりの分配額(円)
第1特定期間	自 2013年3月27日 至 2013年7月18日	0
第2特定期間	自 2013年7月19日 至 2014年1月20日	0
第3特定期間	自 2014年1月21日 至 2014年7月18日	35
第4特定期間	自 2014年7月19日 至 2015年1月19日	860
第5特定期間	自 2015年1月20日 至 2015年7月21日	600
第6特定期間	自 2015年7月22日 至 2016年1月18日	0
第7特定期間	自 2016年1月19日 至 2016年7月19日	0
第8特定期間	自 2016年7月20日 至 2017年1月18日	0
第9特定期間	自 2017年1月19日 至 2017年7月18日	0
第10特定期間	自 2017年7月19日 至 2018年1月18日	0
第11特定期間	自 2018年1月19日 至 2018年7月18日	0
第12特定期間	自 2018年7月19日 至 2019年1月18日	0
第13特定期間	自 2019年1月19日 至 2019年7月18日	0

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 2013年3月27日 至 2013年7月18日	1.33
第2特定期間	自 2013年7月19日 至 2014年1月20日	10.43
第3特定期間	自 2014年1月21日 至 2014年7月18日	13.60
第4特定期間	自 2014年7月19日 至 2015年1月19日	8.65
第5特定期間	自 2015年1月20日 至 2015年7月21日	1.31
第6特定期間	自 2015年7月22日 至 2016年1月18日	21.68
第7特定期間	自 2016年1月19日 至 2016年7月19日	10.17
第8特定期間	自 2016年7月20日 至 2017年1月18日	1.30
第9特定期間	自 2017年1月19日 至 2017年7月18日	11.74
第10特定期間	自 2017年7月19日 至 2018年1月18日	11.86
第11特定期間	自 2018年1月19日 至 2018年7月18日	14.85
第12特定期間	自 2018年7月19日 至 2019年1月18日	5.10
第13特定期間	自 2019年1月19日 至 2019年7月18日	2.29

（注）収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して計算しています。なお、第1特定期間については、前特定期間末基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	自 2013年3月27日 至 2013年7月18日	5,966,823,396	649,091,178
第2特定期間	自 2013年7月19日 至 2014年1月20日	145,813,521	1,168,406,432
第3特定期間	自 2014年1月21日 至 2014年7月18日	37,833,526	1,254,329,476
第4特定期間	自 2014年7月19日 至 2015年1月19日	73,091,763	873,516,900
第5特定期間	自 2015年1月20日 至 2015年7月21日	107,913,359	171,804,651
第6特定期間	自 2015年7月22日 至 2016年1月18日	31,596,242	128,455,952
第7特定期間	自 2016年1月19日 至 2016年7月19日	37,486,664	102,164,474

第8特定期間	自 2016年7月20日 至 2017年1月18日	12,270,114	65,608,869
第9特定期間	自 2017年1月19日 至 2017年7月18日	573,787,962	83,449,355
第10特定期間	自 2017年7月19日 至 2018年1月18日	32,031,958	119,306,048
第11特定期間	自 2018年1月19日 至 2018年7月18日	32,187,278	29,141,750
第12特定期間	自 2018年7月19日 至 2019年1月18日	29,626,874	104,306,128
第13特定期間	自 2019年1月19日 至 2019年7月18日	261,611,019	47,095,666

（注）第1特定期間の設定数量には、当初設定口数を含みます。

（参考情報）

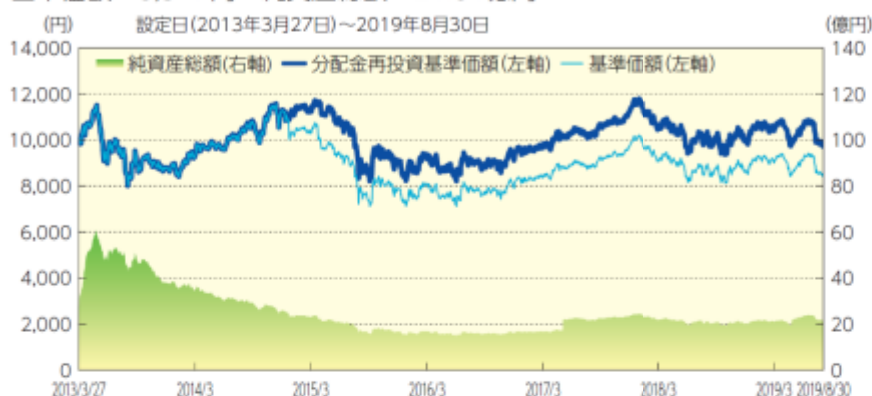


運用実績

(2019年8月30日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 8,577円 純資産総額 21.81億円



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※基準価額は信託報酬控除後です。

● 分配の推移

決算期	分配金
2018年7月	0円
2018年10月	0円
2019年1月	0円
2019年4月	0円
2019年7月	0円
設定来累計	1,495円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

※比率は、ファンドの純資産総額に対する実質投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	93.1%
上場投資信託	5.4%
その他資産	1.5%
合計	100.0%

国別構成

国名	比率
インドネシア	41.9%
タイ	18.6%
フィリピン	12.7%
マレーシア	12.7%
シンガポール	12.6%

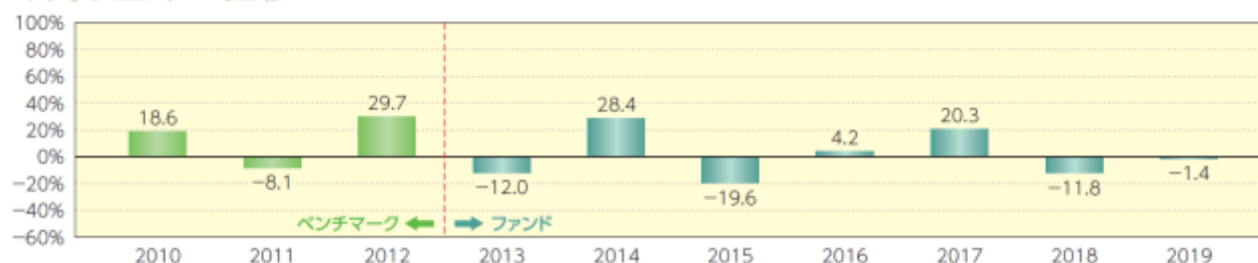
※上場投資信託証券(ETF)は、ETFの参照インデックスの国に準じて分類しています。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国	業種名	比率
1	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	インドネシア	銀行	7.3%
2	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	インドネシア	銀行	5.8%
3	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	インドネシア	電気通信サービス	5.4%
4	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	インドネシア	銀行	3.3%
5	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	インドネシア	自動車・自動車部品	3.2%
6	DBS GRP HLDGS	シンガポール	銀行	2.4%
7	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	アメリカ	—	2.3%
8	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	シンガポール	銀行	1.9%
9	PTT PCL-NVDR	タイ	エネルギー	1.8%
10	UNILEVER INDONESIA TBK PT	インドネシア	家庭用品・パーソナル用品	1.8%

※業種はGICS(世界産業分類基準)に基づく24産業グループによります。

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※2013年は設定日(3月27日)から年末まで、2019年は8月30日までの収益率を表示しています。

※2010年～2012年は、ファンドのベンチマークである「MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)」の年間収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、取得申込日が次に掲げる日に該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

- ・インドネシア証券取引所の休業日
- ・インドネシアの銀行の休業日
- ・投資対象国の取引所または銀行の休業日で委託会社が指定する日

注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）^注を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^注にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求について >

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、解約請求日が次に掲げる日に該当する場合には、当該解約請求の受付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

- ・インドネシア証券取引所の休業日
- ・インドネシアの銀行の休業日
- ・投資対象国の取引所または銀行の休業日で委託会社が指定する日

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

アセアン株式マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価します。
-------------------	-------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考> マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株 式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価します。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
-----	--

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

「（５）その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月19日から4月18日まで、4月19日から7月18日まで、7月19日から10月18日まで、10月19日から翌年1月18日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、2)から4)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業

務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等4）」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 8) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1)から7)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、1)の事項(1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、1)の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1)から7)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎年1月および7月の計算期末および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年1月19日から2019年7月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年 1月18日現在)	当期 (2019年 7月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	415,078	3,301,958
金銭信託	15,338,243	-
コール・ローン	-	28,356,069
投資信託受益証券	58,483,153	244,463,585
親投資信託受益証券	2,048,659,314	2,095,759,329
流動資産合計	2,122,895,788	2,371,880,941
資産合計	2,122,895,788	2,371,880,941
負債の部		
流動負債		
未払解約金	598,975	1,511,375
未払受託者報酬	444,329	474,861
未払委託者報酬	7,053,723	7,538,351
未払利息	-	77
その他未払費用	111,732	116,235
流動負債合計	8,208,759	9,640,899
負債合計	8,208,759	9,640,899
純資産の部		
元本等		
元本	2,330,881,444	2,545,396,797
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	216,194,415	183,156,755
（分配準備積立金）	134,131,491	160,957,104
元本等合計	2,114,687,029	2,362,240,042
純資産合計	2,114,687,029	2,362,240,042
負債純資産合計	2,122,895,788	2,371,880,941

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日	当期 自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日
営業収益		
受取配当金	424,812	3,299,793
受取利息	3,433	2,811
有価証券売買等損益	119,268,862	82,805,833
為替差損益	2,148,444	4,825,319
営業収益合計	117,548,663	81,283,118
営業費用		
支払利息	4,630	5,669
受託者報酬	893,589	929,769
委託者報酬	14,185,718	14,760,007
その他費用	420,185	403,802
営業費用合計	15,504,122	16,099,247
営業利益又は営業損失 ()	102,044,541	65,183,871
経常利益又は経常損失 ()	102,044,541	65,183,871
当期純利益又は当期純損失 ()	102,044,541	65,183,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	460,663	112,173
期首剰余金又は期首欠損金 ()	328,986,933	216,194,415
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,073,584	4,178,852
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,073,584	4,178,852
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,864,944	36,212,890
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,864,944	36,212,890
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	216,194,415	183,156,755

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、特定期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、特定期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 (2019年 1月18日現在)	当期 (2019年 7月18日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額
期首元本額 2,405,560,698円	期首元本額 2,330,881,444円
期中追加設定元本額 29,626,874円	期中追加設定元本額 261,611,019円
期中一部解約元本額 104,306,128円	期中一部解約元本額 47,095,666円
2. 特定期間の末日における受益権の総数 2,330,881,444口	2. 特定期間の末日における受益権の総数 2,545,396,797口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その金額は216,194,415円であります。	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その金額は183,156,755円であります。
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額 9,072円 （1口当たりの純資産額） (0.9072円)	4. 1単位（1万口）当たりの純資産額 9,280円 （1口当たりの純資産額） (0.9280円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日	当期 自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日
----	--------------------------------------	--------------------------------------

分配金の計算過程	第23期		第25期	
	自 2018年 7月19日 至 2018年10月18日		自 2019年 1月19日 至 2019年 4月18日	
費用控除後の配当等収益額	3,969,457円		7,162,286円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円		—円	
収益調整金額	21,442,153円		21,744,238円	
分配準備積立金額	127,941,872円		132,206,892円	
当ファンドの分配対象収益額	153,353,482円		161,113,416円	
当ファンドの期末残存口数	2,362,747,746口		2,305,933,448口	
1万口当たり収益分配対象額	649円		698円	
1万口当たり分配金額	—円		—円	
収益分配金金額	—円		—円	
	第24期		第26期	
	自 2018年10月19日 至 2019年 1月18日		自 2019年 4月19日 至 2019年 7月18日	
費用控除後の配当等収益額	4,181,353円		22,242,393円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円		—円	
収益調整金額	21,399,264円		40,780,849円	
分配準備積立金額	129,950,138円		138,714,711円	
当ファンドの分配対象収益額	155,530,755円		201,737,953円	
当ファンドの期末残存口数	2,330,881,444口		2,545,396,797口	
1万口当たり収益分配対象額	667円		792円	
1万口当たり分配金額	—円		—円	
収益分配金金額	—円		—円	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	前期	当期
		自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日	自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入りに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

前期 (2019年 1月18日現在)	当期 (2019年 7月18日現在)
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法

（１）投資信託受益証券および親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	（１）投資信託受益証券および親投資信託受益証券 同左
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期(自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日)

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,038,612
親投資信託受益証券	142,243,467
合計	148,282,079

当期(自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日)

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,682,583
親投資信託受益証券	11,036,768
合計	6,645,815

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日	当期 自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2019年 7月18日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2019年 7月18日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	36,650	963,895.00		
		ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	9,920	292,838.40		
		ISHARES MSCI PHILIPPINES ETF	8,170	297,224.60		
		ISHARES MSCI SINGAPORE ETF	12,000	295,320.00		
		ISHARES MSCI THAILAND ETF	4,470	417,632.10		
		銘柄数：5	71,210	2,266,910.10 (244,463,585)		
	組入時価比率：10.3%		100.0%			
	米ドル 小計					
投資信託受益証券合計				244,463,585 (244,463,585)		
親投資信託受益証券	日本円	アセアン株式マザーファンド	1,751,867,700	2,095,759,329		
	日本円 小計	銘柄数：1	1,751,867,700	2,095,759,329		
		組入時価比率：88.7%		100.0%		
	親投資信託受益証券合計				2,095,759,329	
合計					2,340,222,914 (244,463,585)	

(注1)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券の種類別通貨計における()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券の邦貨換算額であります。

(注4)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額（邦貨換算額）の割合、および、合計金額に対する評価額（邦貨換算額）の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アセアン株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、「アセアン株式マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「アセアン株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	（2019年 1月18日現在）	（2019年 7月18日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	6,347,639	6,414,050
金銭信託	4,087,292	-
コール・ローン	-	3,782,681
株式	2,037,728,602	2,084,395,749
未収配当金	496,642	1,134,579
流動資産合計	2,048,660,175	2,095,727,059
資産合計	2,048,660,175	2,095,727,059
負債の部		
流動負債		
未払利息	-	10
その他未払費用	24	11
流動負債合計	24	21
負債合計	24	21
純資産の部		
元本等		
元本	1,766,999,581	1,751,867,700
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	281,660,570	343,859,338
元本等合計	2,048,660,151	2,095,727,038
純資産合計	2,048,660,151	2,095,727,038
負債純資産合計	2,048,660,175	2,095,727,059

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2019年 1月18日現在）		（2019年 7月18日現在）	
1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	1,776,555,243円	期首元本額	1,766,999,581円
期中追加設定元本額	- 円	期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	9,555,662円	期中一部解約元本額	15,131,881円
2. 元本の内訳		2. 元本の内訳	
朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド	1,766,999,581円	朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド	1,751,867,700円
3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,766,999,581口	3. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,751,867,700口
4. 1単位（1万口）当たりの純資産額（1口当たりの純資産額）	11,594円 (1.1594円)	4. 1単位（1万口）当たりの純資産額（1口当たりの純資産額）	11,963円 (1.1963円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日	自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入りに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

（2019年 1月18日現在）	（2019年 7月18日現在）
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2.時価の算定方法 （1）株式	2.時価の算定方法 （1）株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	99,791,034
合計	99,791,034

（自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	50,054,693
合計	50,054,693

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2018年 7月19日 至 2019年 1月18日	自 2019年 1月19日 至 2019年 7月18日
該当事項はありません。	同左

附属明細表

第 1 有価証券明細表

1）株式（2019年 7月18日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	21,300	6.70	142,710.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	14,400	2.42	34,848.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	22,900	4.30	98,470.00	
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	35,000	1.50	52,500.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	31,800	2.82	89,676.00	
	SATS LTD	9,900	5.40	53,460.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	7,900	9.52	75,208.00	

シンガポールドル 小計	GENTING SINGAPORE LTD	88,700	0.92	82,047.50	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	23,500	2.29	53,815.00	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	1,400	35.78	50,092.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	94,100	0.29	27,759.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	28,200	3.87	109,134.00	
	DBS GRP HLDGS	26,300	26.26	690,638.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	46,800	11.58	541,944.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	18,500	26.60	492,100.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	11,800	8.02	94,636.00	
	CAPITALAND LTD	45,000	3.67	165,150.00	
	CITY DEVELOPMENTS	8,000	9.49	75,920.00	
	UOL GROUP LTD	8,100	7.57	61,317.00	
	VENTURE CORP LTD	4,000	15.09	60,360.00	
	SINGAPORE TELECOM LTD	119,800	3.54	424,092.00	
	銘柄数：21	667,400		3,475,877.00	
				(275,567,528)	
	組入時価比率：13.1%			13.2%	
マレーシアリングgit	DIALOG GROUP BHD	78,334	3.50	274,169.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	5,300	24.50	129,850.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	51,200	7.92	405,504.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	29,600	4.38	129,648.00	
	GAMUDA BHD	34,900	3.93	137,157.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED	13,300	9.90	131,670.00	
	IJM CORP BHD	58,200	2.38	138,516.00	
	SIME DARBY BERHAD	58,100	2.20	127,820.00	
	AIRASIA GROUP BHD	32,100	2.90	93,090.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	21,300	8.56	182,328.00	
	MISC BHD	23,800	7.32	174,216.00	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	17,200	3.93	67,596.00	
	GENTING BHD	45,500	6.60	300,300.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	63,400	3.38	214,292.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	3,000	30.00	90,000.00	
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	3,100	34.50	106,950.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	5,200	10.00	52,000.00	
	IOI CORPORATION BHD	40,300	4.24	170,872.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	9,100	24.00	218,400.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	1,500	148.00	222,000.00	
	PPB GROUP BERHAD	12,200	18.62	227,164.00	
	QL RESOURCES BHD	13,900	6.76	93,964.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	44,100	4.81	212,121.00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	32,000	5.16	165,120.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	46,800	5.77	270,036.00	
	TOP GLOVE CORP BHD	32,800	4.60	150,880.00	
	ALLIANCE BANK MALAYSIA BERHAD	19,100	3.73	71,243.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	35,400	4.31	152,574.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	100,100	5.15	515,515.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	13,900	18.56	257,984.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	4,900	18.58	91,042.00	

マレーシアリングット 小計	MALAYAN BANKING BHD	81,200	8.88	721,056.00
	PUBLIC BANK BERHAD	65,600	22.96	1,506,176.00
	RHB BANK	34,055	5.72	194,794.60
	SIME DARBY PROPERTY BHD	63,300	0.99	62,983.50
	SP SETIA BHD	40,500	2.06	83,430.00
	AXIATA GROUP BERHAD	58,100	5.14	298,634.00
	DIGI.COM BHD	66,400	4.93	327,352.00
	MAXIS BHD	50,100	5.64	282,564.00
	TELEKOM MALAYSIA BHD	24,100	4.31	103,871.00
	PETRONAS GAS BHD	12,200	16.98	207,156.00
	TENAGA NASIONAL BHD	65,800	13.56	892,248.00
	YTL CORPORATION BERHAD	58,390	1.07	62,477.30
	銘柄数：43	1,569,379		10,316,763.40 (270,505,536)
	組入時価比率：12.9%			13.0%
タイバーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	96,400	14.50	1,397,800.00
	IRPC PCL-NVDR	247,000	4.86	1,200,420.00
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	30,500	134.50	4,102,250.00
	PTT PCL-NVDR	249,600	48.00	11,980,800.00
	THAI OIL PCL-NVDR	24,700	69.00	1,704,300.00
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	36,800	40.75	1,499,600.00
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	49,800	61.75	3,075,150.00
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	17,100	454.00	7,763,400.00
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	94,200	73.50	6,923,700.00
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO	168,030	10.30	1,730,709.00
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	143,200	12.70	1,818,640.00
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	60,940	40.75	2,483,305.00
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	130,048	17.10	2,223,820.80
	ROBINSON PCL-NVDR	11,000	56.75	624,250.00
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	26,400	50.00	1,320,000.00
	CP ALL PCL-NVDR	127,700	87.25	11,141,825.00
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	83,900	28.75	2,412,125.00
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	73,400	19.00	1,394,600.00
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	206,600	24.80	5,123,680.00
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	9,400	173.00	1,626,200.00
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	10,500	193.50	2,031,750.00
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	25,800	183.50	4,734,300.00
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	18,400	183.50	3,376,400.00
	KRUNG THAI BANK-NVDR	76,800	19.60	1,505,280.00
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	18,700	138.50	2,589,950.00
	TMB BANK PUBLIC CORP-NVDR	241,000	1.91	460,310.00
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	14,000	55.00	770,000.00
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	59,000	73.25	4,321,750.00
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	219,300	11.10	2,434,230.00
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	26,100	216.00	5,637,600.00
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	45,800	64.00	2,931,200.00
	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	15,600	56.75	885,300.00
	TRUE CORP PCL-NVDR	259,677	6.55	1,700,884.35

タイバーツ 小計	ELECTRICITY GENERA PCL-NVDR	6,400	335.00	2,144,000.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	36,900	52.50	1,937,250.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	11,300	125.00	1,412,500.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	15,900	65.25	1,037,475.00	
	銘柄数：37	2,987,895		111,456,754.15	
	組入時価比率：18.6%			(388,984,071)	18.7%
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	73,930	56.20	4,154,866.00	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	150,100	15.64	2,347,564.00	
	DMCI HOLDINGS INC	149,350	10.50	1,568,175.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	107,440	69.50	7,467,080.00	
	SM INVESTMENTS CORP	9,039	982.00	8,876,298.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	37,720	141.40	5,333,608.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	16,350	282.00	4,610,700.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	33,060	171.00	5,653,260.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	33,800	89.90	3,038,620.00	
	BDO UNIBANK INC	73,820	147.20	10,866,304.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	59,700	77.00	4,596,900.00	
	SECURITY BANK CORP	8,480	182.10	1,544,208.00	
	AYALA CORPORATION	10,640	948.00	10,086,720.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	3,634	910.50	3,308,757.00	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	532,300	4.74	2,523,102.00	
	AYALA LAND INC	330,700	52.20	17,262,540.00	
	MEGAWORLD CORP	506,500	6.25	3,165,625.00	
	ROBINSONS LAND CO	93,300	26.40	2,463,120.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	453,700	38.70	17,558,190.00	
	GLOBE TELECOM INC	1,245	2,180.00	2,714,100.00	
	PLDT INC	3,240	1,185.00	3,839,400.00	
	ABOITIZ POWER CORP	55,200	37.50	2,070,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	8,450	378.60	3,199,170.00	
	銘柄数：23	2,751,698		128,248,307.00	
	組入時価比率：12.9%			(270,603,927)	13.0%
インドネシアルピア	ADARO ENERGY TBK PT	981,600	1,280.00	1,256,448,000.00	
	BUKIT ASAM TBK PT	205,000	2,820.00	578,100,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	114,500	28,000.00	3,206,000,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	364,000	3,690.00	1,343,160,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	186,600	7,900.00	1,474,140,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	125,500	21,250.00	2,666,875,000.00	
	PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	95,500	11,950.00	1,141,225,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	202,300	12,500.00	2,528,750,000.00	
	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	148,500	5,925.00	879,862,500.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,380,400	7,100.00	9,800,840,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	398,900	1,500.00	598,350,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	503,200	5,200.00	2,616,640,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	32,800	76,625.00	2,513,300,000.00	
	HM SAMPOERNA TBK PT	634,600	3,080.00	1,954,568,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	159,100	10,625.00	1,690,437,500.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	299,400	6,975.00	2,088,315,000.00	

インドネシアルピア 小計	UNILEVER INDONESIA TBK PT	104,100	44,900.00	4,674,090,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	1,438,500	1,455.00	2,093,017,500.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	672,600	30,750.00	20,682,450,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,273,000	7,975.00	10,152,175,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	508,700	9,050.00	4,603,735,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	3,785,300	4,520.00	17,109,556,000.00	
	BANK TABUNGAN NEGARA PERSERO	288,900	2,450.00	707,805,000.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	628,500	1,485.00	933,322,500.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	1,376,000	705.00	970,080,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	3,377,900	4,230.00	14,288,517,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PERSER	743,900	2,110.00	1,569,629,000.00	
	銘柄数：27	20,029,300		114,121,388,000.00	
				(878,734,687)	
	組入時価比率：41.9%			42.2%	
合 計		28,005,672		2,084,395,749	
				(2,084,395,749)	

(注1)外貨建有価証券の種類別通貨計における()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券の邦貨換算額であります。

(注3)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額（邦貨換算額）の割合、および、合計金額に対する評価額（邦貨換算額）の割合であります。

2）株式以外の有価証券（2019年 7月18日現在）

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年8月30日

資産総額	2,185,418,175 円
負債総額	4,361,405 円
純資産総額(-)	2,181,056,770 円
発行済数量	2,543,045,560 口
1口当たり純資産額(/)	0.8577 円
(1万口当たり純資産額)	(8,577 円)

< 参考 > マザーファンドの現況

アセアン株式マザーファンド

2019年8月30日

資産総額	2,057,456,554 円
負債総額	14,144,668 円
純資産総額(-)	2,043,311,886 円
発行済数量	1,847,473,510 口
1口当たり純資産額(/)	1.1060 円
(1万口当たり純資産額)	(11,060 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（2019年8月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

a．ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別(株式および債券)運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

b．投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2019年8月30日現在、当社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	18	71,797
追加型株式投資信託	65	385,691
合計	83	457,488

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となっております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第33期 (2018年3月31日)		第34期 (2019年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,617,250		3,855,371
有価証券			704,422		-
前払費用	2		54,207		45,656
未収委託者報酬			274,669		259,774
未収運用受託報酬	2		552,340		370,262
未収還付法人税等			-		66,384
未収収益			23,805		20,104
その他			1,648		4,008
流動資産計			5,228,344		4,621,562
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	9,457		8,402	
器具備品	1	31,703	41,160	39,577	47,980
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		10,282	13,058	7,491	10,267
投資その他の資産					
投資有価証券		19,821		15,981	
関係会社株式		38,291		38,291	
長期差入保証金	2	37,299		36,642	
長期前払費用		4,077		2,329	
繰延税金資産		93,012	192,502	64,186	157,431
固定資産計			246,720		215,679
資産合計			5,475,065		4,837,241

期別		第33期 (2018年3月31日)		第34期 (2019年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)					
流動負債					
預り金			96,656		15,922
未払金					
未払手数料		89,883		83,627	
その他未払金		67,657	157,540	29,375	113,002
未払費用	2		356,867		390,894
未払法人税等			248,927		-
未払消費税等			73,932		16,560
賞与引当金			143,674		146,741
流動負債計			1,077,599		683,121
負債合計			1,077,599		683,121
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		646,577	872,577	402,404	628,404
株主資本合計			4,396,577		4,152,404
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			888		1,716
評価・換算差額等合計			888		1,716
純資産合計			4,397,466		4,154,120
負債・純資産合計			5,475,065		4,837,241

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）		第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		2,823,503		3,105,583	
運用受託報酬		2,032,822		1,546,662	
その他営業収益		179,956	5,036,283	176,663	4,828,909
営業費用	1				
支払手数料			815,521		917,830
広告宣伝費			11,519		11,370
公告費			200		200
調査費					
調査費		449,351		510,829	
委託調査費		1,561,756		1,632,411	
図書費		1,343	2,012,451	1,226	2,144,467
営業雑経費					
通信費		2,894		3,457	
印刷費		11,779		14,371	
協会費		4,655		5,738	
諸会費		2,480		2,975	
その他営業雑経費		538	22,347	389	26,931
営業費用計			2,862,040		3,100,800
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		80,534		72,762	
給料・手当		685,693		724,969	
賞与		80,291	846,519	42,241	839,974
交際費			4,177		4,005
寄付金			34,108		14,370
旅費交通費			19,598		18,705
租税公課			43,067		33,696
不動産賃借料			101,561		98,887
退職給付費用			41,914		41,238
福利厚生費			126,273		121,438
賞与引当金繰入			124,973		127,451
固定資産減価償却費			18,811		19,861
諸経費			115,170		118,222
一般管理費計			1,476,178		1,437,853
営業利益			698,064		290,256
営業外収益					
受取配当金	1		33,246		40,923
有価証券利息			2,656		1,397

受取利息			19		20
受取賃借料			14,671		11,598
雑収入			282		282
営業外収益計			50,877		54,222
営業外費用					
雑損			84		1,599
営業外費用計			84		1,599
経常利益			748,857		342,878
特別利益					
投資有価証券売却益			56		11
特別利益計			56		11
特別損失					
固定資産除却損	2		0		128
投資有価証券売却損			-		124
特別損失計			0		252
税引前当期純利益			748,914		342,637
法人税、住民税及び事業税		258,554		58,350	
法人税等調整額		32,311	226,243	28,460	86,810
当期純利益			522,670		255,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	323,907	549,907	4,073,907	587	587	4,074,495
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					522,670	522,670	522,670			522,670
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								300	300	300
当期変動額合計					322,670	322,670	322,670	300	300	322,971
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466
当期変動額										
剰余金の配当					500,000	500,000	500,000			500,000
当期純利益					255,826	255,826	255,826			255,826
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								827	827	827
当期変動額合計					244,173	244,173	244,173	827	827	243,346
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,404	628,404	4,152,404	1,716	1,716	4,154,120

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用） 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。 この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」92,806千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」93,012千円に含めて表示しております。
--

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第33期 (2018年3月31日)	第34期 (2019年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	38,248	39,303
器具備品	112,589	119,098
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	5,995	5,995
未収運用受託報酬	4,368	4,242
長期差入保証金	39,651	39,651
未払費用	7,238	6,926

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	142,150	142,832

一般管理費	221,528	231,938
受取配当金	33,150	40,800
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	0	128

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	2017年3月31日	2017年6月23日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	利益剰余金	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
----	-------	-----------	-------	-------------	-----	-------

2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	2019年3月31日	2019年6月20日
----------------------	------	-------------	-------	--------	------------	------------

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,617,250	3,617,250	-
(2) 未収委託者報酬	274,669	274,669	-
(3) 未収運用受託報酬	552,340	552,340	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	704,422	706,350	1,927
其他有価証券	19,821	19,821	-
(5) 未払費用	356,867	356,867	-

第34期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,855,371	3,855,371	-
(2) 未収委託者報酬	259,774	259,774	-
(3) 未収運用受託報酬	370,262	370,262	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	15,981	15,981	-
(5) 未払費用	390,894	390,894	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	38,291	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,617,250	-	-	-
未収委託者報酬	274,669	-	-	-
未収運用受託報酬	552,340	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	604,054	-	-	-
（2）社債	-	-	-	-
（3）その他	100,367	-	-	-
合計	5,148,682	-	-	-

第34期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,855,371	-	-	-
未収委託者報酬	259,774	-	-	-
未収運用受託報酬	370,262	-	-	-
合計	4,485,408	-	-	-

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	（1）国債・地方債等	604,054	605,310	1,255
	（2）社債	-	-	-
	（3）その他	100,367	101,040	672
	小計	704,422	706,350	1,927

時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		704,422	706,350	1,927

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第33期（2018年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	9,600	11,761	2,161
	小計	9,600	11,761	2,161
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	8,940	8,060	880
	小計	8,940	8,060	880
合計		18,540	19,821	1,281

第34期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	投資信託	9,600	12,245	2,645
	小計	9,600	12,245	2,645
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	3,908	3,736	171
	小計	3,908	3,736	171
合計		13,508	15,981	2,473

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,056	56	-
合計	5,056	56	-

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,887	11	124
合計	5,887	11	124

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
確定拠出掛金等	41,914	41,238

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第33期 (2018年3月31日)	第34期 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	15,963	781
未払事業所税	1,034	1,021
賞与引当金	58,376	44,762
未払役員報酬	97	98
未払法定福利費	8,879	6,822
未払寄付金	609	608
未払確定拠出掛金	1,081	1,080
未返還投資顧問料	1,592	1,523
未払監査費用	4,901	4,225
未払調査費	-	654
関係会社株式評価損	3,689	3,689
敷金	2,351	2,518
税務上の繰延資産	868	3,366
小計	99,445	71,151
評価性引当額	6,040	6,207
繰延税金資産合計	93,405	64,944
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	392	757
繰延税金負債合計	392	757
繰延税金資産の純額	93,012	64,186

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：％）

	第33期 (2018年3月31日)	第34期 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.86	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	0.31	0.62
永久に益金に算入されない項目	1.37	3.65

住民税均等割	0.31	0.67
評価性引当額の増減	0.02	0.05
法人税額の特別控除額	-	2.82
その他	0.08	0.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.21	25.34

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	161,174	164,330
持分法を適用した場合の投資利益の金額	41,723	43,956

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
期首残高	20,127	19,581
増減額（ は減少）	545	545
期末残高	19,581	19,036

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	-------------------	---------------	----------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	126,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	47,557	未収運用受託報酬	4,368
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	221,528	前払費用	5,995

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	91,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	47,155	未収運用受託報酬	4,242
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	231,938	前払費用	5,995

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1株当たり純資産額	137,420.83	129,816.27
1株当たり当期純利益	16,333.46	7,994.58

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	522,670千円	255,826千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	522,670千円	255,826千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「 」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「 」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

- 1）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<受託会社>

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額(2019年3月末現在)

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概要

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円(2019年3月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
立花証券株式会社	6,695	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上
日産証券株式会社	1,500	同上
廣田証券株式会社	600	同上
松井証券株式会社	11,945	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
水戸証券株式会社	12,272	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
株式会社トマト銀行	17,810	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額は、2019年3月末現在を記載しています。

2【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第3【その他】

目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。

請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。

目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

- 1) 金融商品取引法上の目論見書である旨
- 2) 金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
- 3) 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
- 4) 目論見書の使用開始日
- 5) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- 7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- 8) 購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨

当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 志保
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	窪寺 信
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月17日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンドの2019年1月19日から2019年7月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンドの2019年7月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。